

4 農産第 4417 号
令和 5 年 2 月 6 日

関係機関・団体の長 殿

農林水産省農産局長

令和 5 年春の農作業安全確認運動の実施及び令和 5 年春の農作業安全確認
運動推進会議の開催について

近年、農業就業人口が減少する中、農作業死亡事故者数は年間 300 人前後で推移している状況であることから、事故件数を減少させることが喫緊の課題となっており、農作業における安全対策の強化を図る必要がある。

このため、春作業が行われる 3～5 月を重点期間として、別添のとおり、全国の関係機関の協力の下、春の農作業安全確認運動（以下「運動」という。）を実施する。

については、運動が農業現場へ確実に浸透し、農作業事故を減少させる取組が着実に実施されるよう、運動の取組内容等を御了知の上、貴職より貴下関係機関 に対し協力を要請していただきますようお願いいたします。

また、運動の開始に当たり、農作業安全対策の情報交換を行うとともに、運動の連携強化及び効果的な推進を図るため、農作業安全確認運動推進会議を別紙のとおり開催するので、貴団体からの出席につき御配慮いただきますようお願いいたします。